

食料・農業・農村基本法の見直しについて

現行の食料・農業・農村基本法【1999年制定】

○農政の基本理念や政策の方向性を示す。

＜理念＞（1）食料の安定供給の確保（2）農業の有する多面的機能の発揮
（3）農業の持続的な発展（4）その基盤としての農村の振興

＜目的＞国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ること。

現行基本法制定後の約20年間における情勢の変化

国際的な経済力の変化と
我が国の経済的地位の低下



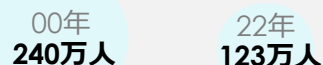
人口減少・高齢化に伴う
国内市場の縮小



国際的な食料需要の増加と
食料生産・供給の不安定化



農業者の減少と
生産性を高める技術革新
基幹的農業従事者



農村人口の減少等による
農業を支える力の減退



今後20年を見据えた予期される課題

- 平時における食料安全保障
（気候変動等による輸入リスクの増大や食品アクセス問題）
- 国内市場の一層の縮小
- 持続性に関する国際ルール強化
- 農業従事者の急速な減少
- 農村人口の減少による
集落機能の一層の低下

現行基本法の基本理念や主要施策等の見直しの方向性

1. 国民一人一人の食料安全保障の確立

- 国内農業生産の増大を前提に、
輸入の安定化や備蓄の有効活用等を重視
- 食品アクセスの改善
- 海外市場も視野に入れた産業の転換
- 適正な価格形成に向けた仕組みの構築

2. 持続可能な農業・食品産業への転換

- 環境負荷低減等を行う
持続的な農業の主流化
- 生産、加工、流通、小売りを含む
食料システム全体でグリーン化

3. 生産性の高い農業経営の育成・確保

- 農地バンクの活用や基盤整備の推進による
農地の集積・集約化
- スマート農業をはじめとした新技術や
新品種の導入を通じた生産性の向上

4. 農村集落機能の維持

- 都市から農村への移住、関係人口の増加により
地域コミュニティ機能を維持
- 用水路等の生産基盤の適切な維持管理

